

(照会先)

社会保険庁運営部企画課

数理調査室 關、雪下

電話(代表) 03-5253-1111

(内線 3586)

平成19年9月25日

平成19年度日雇拠出金額の算定誤りについて

1 概要

毎年度、日雇特例被保険者を使用する事業主の設立する健康保険(国保)組合(以下「日雇関係組合」という。)から拠出金を徴収するため、社会保険庁から社会保険事務局を経由して該当する日雇関係組合へ「日雇拠出金額算出内訳書」を通知しています。それに基づき日雇関係組合が納付(9月及び3月)又は還付請求を行うこととなっています。

今般、内部確認において、拠出金額を計算する際に誤った「前年度保険料総延納付日数(全体)」を使用したために算定に誤りがあることが判明したものです。

2 原因

平成18年10月に統廃合された6社会保険事務所のうち、廃止された3社会保険事務所の累計日数は、統合後の社会保険事務所の実績として引継ぎ年度累計へ計上しました。にもかかわらず、廃止された3社会保険事務所の9月累計日数を「前年度保険料総延納付日数(全体)」に二重計上してしまったことが原因です。

3 影響

平成19年度拠出金額及び還付金額

拠出金総額 (正) 171百万円 (誤) 167百万円 差額4百万円

還付金総額 (正) 535万円 (誤) 542万円 差額△7万円

- ・日雇関係組合 75か所 (拠出金 65か所、還付金 10か所)

4 対応

- ①該当日雇関係組合に対してお詫びをするとともに、正しい拠出金額及び還付金額を提示し、納付及び還付手続きについて早急に連絡を行います。
- ②担当者における相互チェックや関係課等との連絡体制(担当係内全員での相互チェック、関係課等へ提供するなど既に使用している数値との整合性の確認。)の徹底強化を図ってまいります。